

令和5年第5回始良市教育委員会定例会

令和5年5月9日（火）

開会 午後3時00分

閉会 午後3時50分

加治木総合支所南庁舎3階大会議室

1 出席者

小倉教育長 川畑委員 中間委員 岩元委員 藤谷委員

2 教育委員会事務局の出席者

北野教育部長 湯田次長兼教育総務課長 濱田次長兼学校教育課長
享保次長兼社会教育課長兼図書館事務局長 留野保健体育課長 杉尾国体推進課長

3 議事

議案等番号	件名	結果
報告第5号	始良市育英会理事の委嘱に関する件	承認
報告第6号	令和5年度始良市育英資金奨学生の選考に関する件	承認
報告第7号	始良市地域学校協働活動推進員の委嘱に関する件	承認
議案第11号	始良市中学校部活動地域移行検討委員会要綱の制定に関する件	可決
議案第12号	始良市社会教育委員の委嘱に関する件	可決
議案第13号	始良市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則に関する件	可決

4 議事録

- 教育部長 ただいまから令和5年第5回始良市教育委員会定例会を開催いたします。本日の議題は、報告3件、議案3件となっておりますので、委員の皆様よろしくをお願いいたします。それでは、これ以降の議事の進行につきましては、小倉教育長によりお願いいたします。
- 教育長 それでは会議に入ります。本会議は公開を原則としておりますが、本日の会議を公開することにご異議ございませんでしょうか。
- 全員 はい。
- 教育長 異議なしと認めます。よって、本日の会議は公開することとします。まず日程第1「議事録の承認・署名」についてであります。皆様、前回会議の議事録の承認・署名は、お済みでしょうか。
- 全員 はい。
- 教育長 それでは、前回議事録は承認されたものと認めます。次に、日程第2「委員及び教育長の報告」についてであります。委員の皆様から、何かご報告はございますでしょうか。
- 委員 4月7日に定例教育委員会後、始良市転入教職員宣誓式に出席いたしまして、各学校の先生方をお迎えいたしました。今月末からは学校訪問も始まります。新任の先生方はもちろん子どもたちの様子も楽しみにしているところです。また子どもたちのマスク着用についても、ちょっと気になる場所ではあります。以上です。
- 教育長 ほかにございませんか。なければ、私の方からご報告申し上げます。昨日でコロナウイルス感染症の分類が5類になりました。いわゆるインフルエンザと同等の扱いになったわけですがけれども、コロナウイルスというのは感染率が高いということ、インフルエンザは冬場しかないけれど、コロナウイルスは季節性ではなくいつでも襲ってくるということ、それから死亡率が高いということ、これらがインフルエンザと違うところと思っています。始良市としては、いろいろなものを中止したり、大きく削減したりしてこなかったんですけれども、感染対策を取りながら、学校の教育活動を正常化して、コロナ前の状態に戻していこうということで、体育祭・運動会も全日開催にしてくださいというようなことを、4月の校長会、教頭会でも話をしたとこ

ろでございます。そういう意味で以前の状態に戻したと思っているところ
でございます。以上でございます。

それでは日程第3、報告第5号「始良市育英会理事の委嘱に関する件」を議
題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(教育総務課長) それでは、資料の1ページをお開きください。

「始良市育英会理事の委嘱に関する件」についてご説明いたします。

始良市教育委員会では、始良市育英会規則のとおり、社会に貢献し得る人材
を育成することを目的として、始良市育英会を設置しているところござい
ます。この育英会に理事会を置きまして、奨学生の選考等を行っているところ
です。

昨年度末をもって理事の全員が任期満了となりましたことから、始良市育英
会規則第5条によりまして、理事は、民生委員・市内中学校長・市内PTA
役員・学識経験者のうちから教育委員会が委嘱すると規定しております。こ
れに基づきまして本年度の理事会を開催しました4月20日付で、10人の方
に委嘱状を交付したところでございます。

資料の2ページをお開きください。こちらが、この度、理事として委嘱した
始良市育英会理事会の理事の名簿でございます。

なお、3番の蒲生地区民生委員児童委員協議会については、役員改選がござ
いまして、会長の小城守様に、そしてまた、7番の山田中学校校長の人事異
動によりまして、大平紀博校長に委嘱をしております。それ以外の8名の理
事につきましては、再任となっております。

以上で、説明を終わります。

教育長

ただいま事務局の説明が終わりました。これから質疑を行います。何かこれ
についてご質疑ございませんでしょうか。

なければ、質疑なしと認めます。お諮りします。報告第5号「始良市育英会
理事の委嘱に関する件」は、事務局からの報告のとおりご了承いただけます
でしょうか。

全員

はい。

教育長

異議なしと認めます。よって報告第5号については承認されました。

次に日程第4、報告第6号「令和5年度始良市育英資金奨学生の選考に関す
る件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(教育総務課長) それでは資料の5ページをお開きください。

「始良市育英資金奨学生の選考に関する件」について説明いたします。

先月の4月20日(木)10時から育英会理事会を開催しました。そこで奨学生の選考を行っております。

理事の互選によりまして、加治木高等学校の校長の宇都様に理事長として務めていただきまして、会議を進めさせていただきました。

本年度は、大学進学1人、専門学校進学1人、高等専門学校進学1人、高等学校進学1人の計4人の方から申請がありまして、選考の結果、全員の方に奨学金を貸与することを決定させていただきました。

貸与する額につきましては、高校生は月額15,000円、大学生は30,000円と定めております。なお、高等専門学校生については、4年生から大学生と同じ月額30,000円となっているところでございます。

理事会の中で、奨学金制度そのものについての社会情勢を踏まえた見直し等も今後必要ではないかといったご意見をいただいたところでございました。以上でございます。

教育長 事務局の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑は何かございませんでしょうか。

委員 この育英会奨学生になろうという方々への広報・申込みは、どういった形で生徒たちに伝えるのですか。広報の仕方を教えてください。

事務局 (教育総務課長)市の広報紙のほか、教育委員会から各学校にこの制度の募集について伝えまして、学校を通じて保護者の方へ広報するという流れになっています。申請する場合、学力の評価など学校長の意見書が必要になりますので、学校からの意見書を添えて教育委員会へ申請するという流れでございます。以上でございます。

委員 申請の人数は、ここ数年はどのような流れになっているのでしょうか。

事務局 (教育総務課長)平成23年前後、合併当時は毎年20件ほどございましたけれども、今年度は4件、昨年度も4件で、申請件数は少なくなってきました。その原因としましては、日本学生支援機構の奨学金やほかに優位な奨学金制度、始良市よりも受けやすい条件を示している制度等もありますし、返還が必要ではない給付型というのもどんどん増えていますので、そちらの方を選択される方が多くなっているということだと考えています。

委員 わかりました。

教育長 ほかにございませんか。

今説明がありましたように以前は多かったです、今は日本学生支援機構があって、それに漏れたら県の育英財団、それにも漏れたら市の奨学金という3段階のようになっていて、そういう意味では、市の奨学金は金額的にもそんなに大きくないし、そんなに有利なというわけでもない。給付型がだんだん主流になってきているという状況ですね。

ほかにございませんか。なければ、質疑はなしと認めます。お諮りします。報告第6号「令和5年度始良市育英資金奨学生の選考に関する件」は、事務局の報告のとおりご了承いただけますでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって報告第6号については承認されました。次に日程第5、報告第7号「始良市地域学校協働活動推進員の委嘱に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (社会教育課長) それでは6ページをお開きください。報告第7号「始良市地域学校協働活動推進員の委嘱に関する件」について、ご報告いたします。地域学校協働活動推進員は、SSVC+事業への協力、地域住民等と学校との情報共有、活動を支える地域住民等に対する助言や援助などに取り組んでいただく方々でございます。小学校区のコーディネーターは各校区から、中学校区ごとの統括コーディネーターは社会教育指導員を、また、子育て等に悩む保護者等の相談にあたるため、中学校区に1人ずつ家庭教育サポーターを配置しております。任期は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間となります。資料の7ページをご覧ください。今回、継続25名、新任2名、計27名の委員をお願いしております。なお、去る4月26日に、第1回SSVC+研修会を開催し、委嘱状を交付しております。以上、報告といたします。

教育長 事務局からの説明が終わりました。これから質疑を行います。これに関して何かご質疑ございませんでしょうか。このSSVCの方々のおかげによって、かなり学校はいろいろな面で助けられているというのはあります。ただこのの方々に対する報酬というのは月5,000円だけです。「できることをできる範囲で、報酬は子どもの笑顔」とう合言葉でやっていただいています。

委員 こちらの活動をした後は、報告書はどのくらいの間隔で出されていますか。

報告書とかあるのでしょうか。

事務局 (社会教育課長)先ほども申しましたように、去る4月26日に、第1回の研修会をしていますが、その中で中学校区を中心に情報交換・情報共有の場を年1回設けるようにしています。あと計画に従いまして研修会を年に2回実施します。それから年に3回「SSVC+だより」を作成しています。なお、コーディネーターは毎月の活動の実績及び学校等との打ち合わせ内容を報告するようになっており、校区コミュニティ協議会へも報告書を送っています。以上です。

委員 蒲生小学校担当の方がすごく一生懸命動いてらっしゃるので、報告書とかあれば、情報共有できるのかなと思ひまして。

教育長 ほかにございませんでしょうか。質疑はなしと認めます。お諮りします。報告第7号「始良市地域学校協働活動推進員の委嘱に関する件」は、事務局の報告のとおりご了承いただけますでしょうか。

事務局 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって報告第7号については了承されました。これから議案に入っていきます。次に日程第6、議案第11号「始良市中学校部活動地域移行検討委員会要綱の制定に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (保健体育課長)資料の10ページをお開きください。議案第11号「始良市中学校部活動地域移行検討委員会要綱の制定に関する件」について提案理由の説明をします。中学校の部活動の地域移行につきましては、中央教育審議会や国会から、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘されたことから、スポーツ庁及び文化庁は、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を公表しました。その中で、まずは休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとし、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として、地域連携、地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期に実現を目指すとしています。そこで、本市においても、地域の多様な主体による持続可能な部活動を構築していく必要があることから、地域のスポーツ団体や文化団体等における活

動への移行を検討するため、始良市中学校部活動地域移行検討委員会を設置しようとするものです。

それでは、11 ページの要綱案をご覧ください。主な内容について説明します。第1条では、提案理由で説明しました委員会の設置について規定しています。第2条では、所掌事項として、第1項で地域移行に係る仕組みづくりに関すること、第2項でその他地域移行に関し必要なことを定めています。第3条では、組織として、委員会は15人以内の委員をもって組織することとし、委員は、中学校長の代表、関係団体の代表、市の職員、学識経験を有する者、その他教育長が必要と認めるもので構成します。

第4条では委員の任期、第5条では委員長及び副委員長、第6条では会議、第7条では書面による審議、第8条で守秘義務、第9条では庶務、第10条では委任に関する事項をそれぞれ規定しています。

なお、附則では告示の施行期日を定め、議決日を施行期日として予定しています。

ここで、先ほど参考資料として配付しています資料をご覧ください。

学校部活及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの概要版になりますが、3ページをご覧ください。

3ページには地域移行に係る手順のイメージ例が示してありますが、上の図の市町村の枠の中の一番左に「協議会の設置」、「ニーズ・課題把握」、「情報発信」とあります。本市でも令和5年度に委員会を設置しまして、ニーズや課題把握などの協議から始めて、令和6年度以降で運営団体の確保や指導者の確保、マッチングなどについて順次検討していきたいと考えているところです。以上で説明を終わります。

教育長

事務局の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ございませんでしょうか。

委員

この部活動の地域移行を令和7年度までにということ、8年度からは完全に移行しなければならないんだらうと思いますが、国の方針では希望する教職員がいた場合には、そのまま部活動をしてよいということだったんですが、そこはどうだったのでしょうか。

事務局

(保健体育課長)当初、国の方針では、この3年間で完全に移行しなさいというようなことでしたが、いろいろ協議をする中で、その点については、「できる限り」という形で、完全移行ではなくて地域の状況に応じた形で進めてください、となっております。

現在学校の先生方に指導していただいているのですが、先生方が希望すれば、兼業申請をしていただいて、指導をしていただいた時間に応じて、市が費用

をお支払いする形になります。これに対する組織づくりというところから考えないといけないです。

そして一番の課題は、その先生以外の地域人材というものが、どれだけいるのか。正直言いまして、中学生に教えるだけの技量を持った方が見つけにくい状況の中で、そう簡単にこの地域移行というのが進められるとは、なかなか考えにくいところもございまして、ここについては、いろいろと先進自治体の状況を調査しながら慎重に進めていきたい。あとは始良・伊佐地域の管内の状況を見まして、足並みをそろえながら、やっていきたいと考えているところです。以上でございます。

教育長

ほかにございませんか。

今説明がありましたけれども、これは東京・神奈川・埼玉など都市部の人間が考えたプランですね。鹿児島は離島がたくさんあるのに、そのような人材がいるのかという話です。

例えば3月の人事異動で、始良市でも武道ができる人材がなかなかいないんです。そうした場合に地域で人材を探すというのは、なかなか難しい。例えばバスケットとかの指導者はいそうなものですが、いないんです。始良市でいなければ、他はどうなんだろうと思いますよね。この制度がどれくらい浸透していくかというというのは非常に疑問なんですよね。逆に学校の教員は、子どもたちと部活動をやりたいんです。

関東・関西の大都市の教員のいわゆる働き方改革の中で大きな声を上げてきたんですけど、果たしてこれが地方にどれだけ浸透するかというのも、これはやっぱり状況を見ながら進めていかないと、このまま突っ走っていくと大変なことになるなあとという気はします。令和5年度は、模様眺めで見ていきたいということで、この協議会だけは作っておこうという話です。

委員

今、先生方の部活動の指導はボランティアという形ですか。

教育長

いや、ボランティアではないです。説明をお願いします。

事務局

(学校教育課長) 平日の放課後の部活動指導は無償です。週休日等の部活動につきましては、特殊業務手当というのが出ておりますが、そんなに高い金額ではございません。以上です。

教育長

土日に出て指導する場合は、特殊業務手当が出ています。平日はボランティアといえばボランティアなんですね。

委員

地域の方で部活動に協力してくださっている方はいらっしゃるのですか。

事務局

(保健体育課長) 現在、外部指導者という形で入っている学校もございます。例えば加治木中学校とか重富中学校には外部指導者がいますが、ボランティアで指導していただいています。ただし外部指導者は、大会の引率ができないことになっております。

それ以外に、専門の先生をどうしても配置できなかった部活については、部活動指導員という方を配置します。1名分しか予算がないのですが、市の会計年度任用職員として任用して報酬を支払います。昨年度までは加治木中、今年度は今募集していて、今後採用する予定になっています。この方に関しては、大会の引率までしていただけるという形になっております。

ただ、先ほども言いました通常の外部指導者というのは大会の引率ができませんので、どうしても先生方が必ず大会についていけないといけないということになっております。以上でございます。

教育長

外部指導者も学校の意向に沿った形でちゃんと指導してくれればいいのですけれども、例えば中間考査期間は部活動は休みですよと言っても、別の場所に連れて行って練習をさせている、そんな方も中にはいらっしゃいます。実際、中学校は教科で採用していますから、部活動で採っていくというとなかなか難しいですね。

部活動の地域以降は、すぐさま始めようということではなくて、一応検討委員会を作って準備だけはしておこうということです。この委員の予算はどうなっているか説明してください。

事務局

(保健体育課長) こちらの検討委員会につきましては、予算を確保しております。出会謝金を支払います。謝金等については、国が1/3、県が1/3、そして市が1/3費用負担して、この委員会を設置いたします。国庫補助事業を利用しまして設置するものでございます。以上です。

教育長

ほかにございませんでしょうか。それでは質疑なしと認めます。お諮りします。議案第11は事務局から提案のとおりする可決することにご異議ございませんか。

事務局

はい。

教育長

異議なしと認めます。よって議案第11号「始良市中学校部活動地域移行検討委員会要綱の制定に関する件」は可決されました。

次に日程第7、議案第12号「始良市社会教育委員の委嘱に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(社会教育課長) それでは 13 ページをお開きください。

議案第 12 号「始良市社会教育委員の委嘱に関する件」についてご説明いたします。

本件は、社会教育施策及び研究テーマに対してのご意見やご助言をいただき、社会教育委員 15 名のうち 3 名を、教職員の異動等に伴い前任者の残任期間について委嘱するものであります。

資料の 14 ページをお開きください。委員名簿（案）のうち、1 番、市小学校校長代表で松原なぎさ小学校の黒江真一郎校長、2 番、市中学校校長代表で山田中学校長の大平紀博校長、8 番、スクール・ソーシャル・ワーカー代表の高田裕子さん以上 3 名を後任としてお願いしたいと考えております。

なお、第 1 回社会教育委員の会は、明日 5 月 10 日を予定しております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

事務局の説明が終わりました。これから質疑を行います。何かご質疑ございませんでしょうか。

2 年の任期の途中なので、新任の校長が交代したところなど残期間を委嘱としたいということがございます。

それでは質疑なしと認めます。お諮りします。議案第 12 号は事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員

はい。

教育長

異議なしと認めます。よって議案第 12 号「始良市社会教育委員の委嘱に関する件」については可決されました。

次に日程第 8、議案第 13 号「始良市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(教育総務課長) 資料の 17 ページをお開きください。

始良市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則に関する件について説明いたします。

同規則の第 25 条の定める教育委員会の事務分掌の別表を改めるものであります。これは、令和 6 年 4 月から学校給食費の公会計化を行うために、本年 1 月の定例教育委員会において、「始良市学校給食費等に関する条例の制定に関する件」をお認めいただきました。その後、先の始良市議会 3 月定例会におきまして、条例制定の件が審議・議決されたところでありますが、教育委員会の各課の事務分掌を定めております「始良市教育委員会の行政組織等

に関する規則」との整合を図るため、この例規の別表に、「学校給食費の事務」を保健体育課学校給食係の事務として加えるものでございます。

資料の 19 ページの新旧対照表をお開きください。

改正の内容としましては、保健体育課学校給食係の第 8 項を 1 つ繰り下げて第 9 項としまして、第 8 項に「学校給食費に関すること。」の 1 項を加えるものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

教育長

事務局の説明がございました。これから質疑を行います。何かご質疑ございませんでしょうか。

先の 3 月の議会で条例を上程し、それが可決されたことによって、今度は規則を改正とするということでございます。

それでは質疑なしと認めます。お諮りします。議案第 13 号は事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員

はい。

教育長

異議なしと認めます。よって議案第 13 号「始良市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則に関する件」については可決されました。次に日程第 9、事務連絡に入ります。委員の皆さんから何かございますか。なければ事務局から事務連絡ありますか。

事務局

(図書館事務局長) 図書館事務局からご報告とお知らせです。

中央・加治木・蒲生の 3 図書館では、4 月 23 日の「子ども読書の日」から 5 月 12 日までの「こどもの読書週間」に合わせて、新たな取組として特別企画を実施しております。

内容としましては、1 つ目に家族で図書館巡りをしながらそれぞれの雰囲気を楽しんでもらい、自分のお気に入りの場所や本を見つけて欲しいという思いで、3 館共通の読書スタンプラリーを実施しております。

12 歳までを対象に、スタンプが 2 つ貯まるとしおりを、3 つ貯まると素敵なプレゼントがもらえるものとなっています。

2 つ目に、各館の独自の取組としまして、中央図書館におきましては、本の福袋を、蒲生公民館図書室においては、ハッピーバッグを実施しております。職員がそれぞれの思いでテーマを設定し、福袋やハッピーバッグの中に本を 2 冊入れて貸出しをしております。

福袋は 40 袋用意しましたが、4 月 30 日で既に全て貸出しが終了となっています。ハッピーバッグにつきましては、20 袋用意しましたが、5 月 7 日時点では残り 4 袋となっている状況であります。

また、蒲生公民館図書室では、4月30日に「かもう春のおはなし会」を実施し、親子20名程の参加があり、終日親子連れで賑わったようです。また加治木図書館では動物ビンゴを実施しております。動物の名前がタイトルに入っている本を借りて、3ビンゴを目指して、達成者は手作りのプレゼントがもらえるというものであります。

いずれの企画も好評ですが、特に福袋は1週間ほどで終了となりましたので、利用者の方々から追加の声もありました。ですから次回に向けての検討を重ねていきたいと考えております。

あと、本日委員の皆様にはチラシを1枚配付しております。令和5年度読み聞かせ講座として、5月28日(日)に講師に鹿児島純心女子短期大学の森木朋佳先生をお招きし、「絵本の世界を楽しもう」というタイトルで本の読み方・選び方についての講座を行う予定であります。

図書館では、利用者の声を聞きながら、今後も3館で連携して、読書啓発、推進にかかる取組を実施していく予定としています。以上です。

教育長 最後に行事予定に入っていきます。

事務局 (各課より順次説明)

教育長 今各課から説明がありましたが、委員の皆様方からご質問ございませんでしょうか。
なければ、以上で本日の議事を全て終了したいと思います。
お諮りします。本日の議事録の字句の軽微な訂正等については、当局に一任していただきたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、議事録の軽微な字句の訂正は、当局にご一任いただきました。以上で、令和5年第5回教育委員会定例会を終了いたします。皆さまご苦労様でした。

全員 ありがとうございます。